

令和2年度経常費（特別補助）の概要について

項目	内容	補助条件	補助額
1. 職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 多様な職業体験 地域社会や産業界等と連携・協同した取組 自然体験活動や集団宿泊体験 奉仕体験活動 伝統文化に関する活動の体験・習得 栄養教諭の活用など食に関する指導の充実 等 	<p>以下のアまたはイのどちらかを満たしている場合に補助対象とする。</p> <p>ア 事業時間数 当該事業について年間4時間以上取り組んだ場合に補助対象とする。</p> <p>イ 事業経費 取組1つの場合は、補助対象外。 取組2つ30万円以上/校 取組3つ40万円以上/校</p>	<p>取組2つ30万円 取組3つ40万円</p>
2. 安全確保の推進	<ul style="list-style-type: none"> スクールバスにおける警備員（ガードマン）等の配置 登下校時における交通安全指導員等の人員配置 児童生徒への講習会（防犯、防災、交通安全）の実施 地域住民や地域関連機関等との合同防犯訓練の実施 等 	<p>以下のアまたはイのどちらかを満たしている場合に補助対象とする。</p> <p>ア 事業時間数 当該事業について年間4時間以上取り組んだ場合に補助対象とする。ただし、「スクールバスにおける警備員（ガードマン）等の配置」については事業時間数を補助条件としない。</p> <p>イ 事業経費 60万円以上/校</p>	<p>60万円/校</p>
3. 次期学習指導要領に向けた取組の促進	<ul style="list-style-type: none"> アクティブ・ラーニングの視点を踏まえた教員研修 学校におけるカリキュラム・マネジメントの促進 新たな教育方法の開発 等 	<p>以下のアまたはイのどちらかを満たしている場合に補助対象とする。</p> <p>ア 事業時間数 当該事業について年間4時間以上取り組んだ場合に補助対象とする。ただし、項目4の「専門的・実践的な知識を有する人材からの助言や研修の受講（教職員対象）」については事業時間数を補助条件としない。</p>	<p>56万円/校</p>
4. 特別支援教育に係る活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 専門的・実践的な知識を有する人材からの助言や研修の受講（教職員対象） 特別な支援を必要とする児童・生徒の学習・生活・進学・就職等をサポート 特別な支援を必要とする児童・生徒のための教材等の活用 等 	<p>イ 事業経費 56万円以上/校（項目③・④）</p>	<p>56万円/校</p>
5. 教育相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用 不登校の生徒等の教育機会についての支援 等 	<p>該当の教職員の雇用経費が一定額以上の場合に補助対象とする。 ・60万円以上/校</p>	<p>60万円以上/校</p>
6. 多彩な人材の活用等による教育の推進	<p>ア・グローバル人材育成のための英語教育の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際交流の推進 ICT専門員の配置などICTを活用した教育の推進 教員の負担軽減を図るための部活動指導員等の活用 等 <p>イ・上記取組のほか、新型コロナウイルス感染症の影響による未指導分への補習等を行うための学習指導員等の追加的人材の配置</p>	<p>該当の教職員の雇用経費が一定額以上の場合に補助対象とする。</p> <p>ア・取組1つ 60万円以上/校 ・取組2つ120万円以上/校 ・取組3つ200万円以上/校 イ・100万円以上/校</p>	<p>ア・取組1つ 60万円/校 ・取組2つ 120万円/校 ・取組3つ 200万円/校 イ・100万円/校</p>

項目	内容	補助条件	補助額
7. 財務状況の改善の支援	<p>小学校、中学校、高等学校、中等教育学校を設置する学校法人に対し、経営の効率化や学校規模の適正化(入学定員の変更等)など経営改善に向けた計画を実施するという事由に基づき、以下のア、イ、ウのいずれの要件も満たしている場合に補助する。</p> <p>ア 学校が第三者による評価を受けた経営改善に向けた計画を実施するという実態がある。</p> <p>イ 事業活動収支差額比率(※) 0%以下。</p> <p>ウ 過去3年間、入学者数が募集定員を下回っている。</p> <p>(※) 基本組入前当年度収支差額の事業活動収入に対する割合。 (計算式) $\frac{\text{基本組入前当年度収支差額}}{\text{事業活動収入}}$</p> <p>当項目の定義は原則として、「私立高等学校等経常費補助金(一般補助)交付要綱」及び「令和2年度私立高等学校等経常費助成費補助金(一般補助)及び同補助金(教育改革推進特別経費)の配分方法について」に準拠している。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・高・中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> ・・・60万円/校 ・中・小学校 <ul style="list-style-type: none"> ・・・30万円/校
<p>8. 高等学校における体育・文化活動の推進に対する補助</p> <p>ア 体育活動</p>	<p>私立学校の特色ある教育の推進の一助とするため、部活動(体育・文化活動)で優秀な成績を収めるか、もしくは部活動が活発に行われていると認められる学校に対し助成する。</p> <p>高等学校(通信制及び中等教育学校後期課程を含む。)に対し、次の条件で補助を行う。</p> <p>ア 体育活動</p> <p>(7) 補助対象校 全国高等学校体育連盟(以下「高体連」という。)又は日本高等学校野球連盟(以下「高野連」という。)に加入している学校の生徒が、全国大会で優秀な成績を収めるか、もしくは部活動が活発に行われていると認められる学校。</p> <p>(イ) 優秀な成績等の基準</p> <p>a 高体連に加入している学校については、神奈川県高等学校体育連盟(以下「県高体連」という。)の表彰基準により表彰されていること。</p> <p>b 高野連に加入している学校については、全国大会へ出場していること。</p> <p>c 生徒の部活動加入率が高く、活動が積極的に行われていること。</p> <p>d 上記のa、b及びcに該当しないが、長年にわたり活発な部活動を続けるなど、他の模範となる成果を上げていること。</p> <p>(ウ) 補助対象</p> <p>aについては、補助年度の前年度に県高体連の表彰の対象になったもの。</p> <p>bについては、補助年度の前年9月から1年間の実績とする。</p> <p>cについては、補助年度の実績による。</p> <p>dについては、補助年度の8月までの実績による。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・団体に対する補助 <ul style="list-style-type: none"> ・・・30万円/団体 ・個人に対する補助 <ul style="list-style-type: none"> ・・・3万円/個人

項目	内容	補助条件	補助額
イ 文化活動	<p>イ 文化活動 (7) 補助対象校 全国高等学校文化連盟（以下「高文連」という。）に加入している学校が、全国高等学校総合文化祭（以下「高総文祭」という。）など学校の部活動を通して、全国大会で優秀な成績を収めるか、もしくは部活動が活発に行われていると認められる学校。</p> <p>(4) 優秀な成績等の基準 a 高総文祭で表彰されていること。 b 全国大会で表彰されていること。 c 生徒の部活動加入率が高く、活動が積極的に行われていること。 d 上記のa、b及びcに該当しないが、長年にわたり活発な部活動を続けるなど、他の模範となる成果を上げていること。</p> <p>(5) 補助対象 aについては、補助年度の実績による。 bについては、補助年度の前年9月から1年間の実績とする。 cについては、補助年度の実績による。 dについては、補助年度の8月までの実績による。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・団体に対する補助 …30万円/団体 ・個人に対する補助 …3万円/個人
9. 高等学校における不登校生徒の受入れ体制整備に対する補助	<p>(1) 補助要件 不登校生徒の進路確保のため、不登校生徒の受入れ体制を整備する私立高等学校に対し助成し、次のア、イのいずれかを満たす全日制高等学校（構造改革特別区域制度による学校を除く）を対象とする。</p> <p>ア (7)及び(4)の条件を満たしていること。 (7) 高校1年生を対象とした不登校対策クラスを設置し、積極的に不登校生徒を受け入れる体制（※）を整えている。 (4) 「不登校対策」に従事している「教職員」がいて、かつ一般補助において、標準法により補助できなかった「教職員」がいる。 （※） 「積極的に不登校生徒を受け入れる体制」の具体例 → 不登校生徒が受験において不利益を受けないことや入学後もきめ細かな対応をすることを示した学校案内等の印刷物があること、又は学校説明会等で同趣旨のパンフレットを用いて説明していることなど。</p> <p>イ (7)及び(4)の条件を満たしていること。 (7) 5月1日現在在籍する高校1年生のうち、中学3年時に年間30日以上欠席した者が実員生徒数の5%以上いる。 (4) 常勤の生徒指導担当教諭（授業時間なし、※1）、又は常勤（※2）の養護教諭、養護助諭若しくは養護職員を加配（※3）している。</p> <p>（※1） 教職員名簿において、本兼コードが1（本務）で、職名コードが12（教諭）、13（助教諭）、21（教務主任等教諭）のいずれかで、授業を受け持っていないこと。職務欄又は備考欄に生徒指導担当であることが明記されていること。ただし、雇用状況コードが4（病休、産休、育児休業のため休職中の者、海外又は国内研修中のため通常勤務に就いていない者が該当。以下同じ。）の者を除く。</p> <p>（※2） 本兼コードが1（本務）で、職名コードが14（養護教諭）、15（養護助教諭）、35（養護職員）のいずれかであること。 なお、前記の職名コードで、本兼コードが3（非常勤）である場合であっても、週3日以上かつ週12時間以上勤務している場合は常勤とみなす。ただし、雇用状況コード4の者を除く。</p> <p>（※3） 一般補助において、標準法により補助できなかった「教職員」がいること。</p>		400万円/校
10. 不登校生徒の修学支援（中学・高等学校）	<p>私立中学校、中等教育学校及び高等学校における不登校生徒（年間30日以上欠席した者又は30日以上欠席が見込まれる者）の学習継続を支援するため、知事が認める施設等への不登校生徒の通所を学校長が認める学校を対象とする。</p>	<p>① 一般社団法人 神奈川県私立中学高等学校協会が設置する「修学支援センター」への不登校生徒の通所を支援し、不登校生徒が年間36日（3日/月）以上通所していること。 ② その他、不登校生徒の修学支援に関し県知事が認めるもの。</p>	24千円×利用月数×人数